

福祉タクシー券利用のご案内

※ ご利用していただくにあたって

このタクシー券は、重度心身障害児者等にタクシー利用料金の一部を助成することにより、日常生活の便宜なを図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

※ ご利用の範囲

- * 身体障害者手帳・・・1級または2級の所持者
- * 療育手帳・・・A1またはA2の所持者
- * 精神障害者保健福祉手帳・・・1級または2級の所持者

※ ご利用の方法

- * 利用される方は、タクシー券利用申請書を社会福祉協議会まで提出し、タクシー券の交付を受けて下さい。

※ 助成の額

- * タクシー利用1回につき、**基本料金（初乗り代金）**を助成します。
- * 一人当たり、**年間1冊（50枚）**交付します。

※ 利用できるタクシー会社（バスには使えません）

- | | |
|---------------|---------------------|
| ・ 御坊第一交通 | TEL : 63-2002 |
| ・ 川上タクシー | TEL : 24-0200 |
| ・ 中紀河南タクシー | TEL : 24-1001 |
| ・ 港タクシー | TEL : 65-3100 |
| ・ 印南交通 | TEL : 42-0105 |
| ・ 南部タクシー | TEL : 0739-72-2133 |
| ・ 介護タクシー ふくしん | TEL : 20-5272 |
| ・ 愛あいケアフレンズ | TEL : 20-1090 |
| ・ こころねケア | TEL : 090-6662-7111 |
| ・ はぴあと | TEL : 53-0301 |
| ・ ケアタクシー樹（みき） | TEL : 090-1588-0367 |



※ 乗車の際、タクシー券を1枚乗務員に渡し、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示して下さい。

※ お問い合わせ先

- ・ 日高町社会福祉協議会 TEL : 63-2751
- ・ 日高町役場子育て福祉健康課 TEL : 63-3801
- ・ 各地区民生委員の皆さん